

適時開示体制概要書

(適時開示に係る宣誓書添付書類)

平成22年4月1日

会社名 東京瓦斯株式会社

(コード番号 9531 東証第1部)

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

記

1. 適時開示に係る基本姿勢・方針

当社は企業行動理念において、公益的使命と社会的責任を自覚しながら企業価値を増大させるとともに、法令およびその精神を遵守し、高い倫理観をもって、公正かつ透明な企業活動を行うことを定めております。

この理念に基づき、当社は上場会社として、株主・投資者の皆さまに対して迅速、正確かつ公平な会社情報の開示（以下、「適時開示」）を適切に行えるよう社内体制を構築・運用しております。また、今後も継続して社内体制の整備・強化を図ってまいります。

2. 適時開示業務の執行体制

(1) 社内体制

当社は、情報取扱責任部門として総務部が適時開示業務を担当しており、適時開示に係る社内規則の策定や社内情報伝達・管理体制の整備等を行っております。また、迅速かつ的確な情報伝達や社内規則の周知徹底等を目的として各部門に情報管理責任者を置くとともに、関係会社を含む当社グループの会社情報については、関係会社管理規則等により、所管の各部門への報告を通じて網羅的に伝達される体制を整備しております。

(2) 会社情報の伝達、判断および適時開示

「有価証券上場規程」等に定められている「決定事実に関する情報、発生事実に関する情報及び決算に関する情報」に係る会社情報（関係会社情報を含む。以下同じ。）は、社内規則に基づき、各部門が総務部（情報取扱責任部門）に伝達しています。伝達された会社情報については、「有価証券上場規程」等に定められている開示基準への該当性・開示の時期等に関する協議を行い、開示が必要と判断した場合には、投資判断への影響等を踏まえ、正確性・公平性に留意しつつ必要十分な内容を記載した開示資料を作成しております。並行して総務部（情報取扱責任部門）・広報部・IR部が、適時開示および報道機関・投資者への公表等に関する協議を行うとともに、必要に応じて、当該会社情報の事業運営、経営成績あるいは財政状態に及ぼす影響を把握する観点から財務部・経理部等に照会を行っております。作成された開示資料は、経営会議・取締役会等の機関決定を受けた後、総務部（情報取扱責任部門）が適時開示情報伝達システム（TDnet）を通じて、適時適切に報告・開示しております。また、情報提供の公平性を強化する目的から、当社ホームページのIRサイトに開示資料を掲載しております。

(3) 教育・啓蒙・周知

総務部（情報取扱責任部門）は、各部門の情報管理責任者に対して定期的に適時開示およびインサイダー取引防止の教育を行っており、当社・関係会社の役員・従業員等に対しては、コンプライアンス部と協力してインサイダー取引規制に抵触しないよう情報管理に関する教育を行い、情報管理の重要性の周知に努めております。また、社内イントラネット上に適時開示およびインサイダー取引規制に関する項目を設け、宣誓書の掲示をはじめ適時開示等に関する情報提供を行い、啓蒙を図っております。

(4) モニタリング体制

内部監査部門である監査部は、定期的に、コンプライアンス監査の一環として、関連法令・有価証券上場規程等を遵守し適時開示が実施されているかどうかについてモニタリングを行い、その結果を経営トップに報告するとともに、必要に応じて改善指導を行う体制を整備しております。

監査役は、取締役の職務執行および内部統制システムの適法性・適正性の監査の一環として、定期的に適時開示に係る業務の執行状況についてモニタリングを実施しております。

適時開示に係る社内体制

